

(1) 水質汚濁に係る環境基準等

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/L以下	日本工業規格 K 0102 (以下「規格」という。) 55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号 (水質汚濁に係る環境基準について) 付表 (以下「付表」という。) 1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg/L以下	規格34.1に定める方法又は付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表 7 に掲げる方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

要監視項目

項目	指針値	測定方法
クロロホルム	0.06mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
イソキサチオン	0.008mg/L以下	平成5年4月28日付け環水規第121号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について）付表（以下「付表」という。）1の第1又は第2に掲げる方法
ダイアジノン	0.005mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
フェニトロチオン	0.003mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
オキシン銅	0.04mg/L以下	付表2に掲げる方法
クロロタロニル	0.05mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
プロピザミド	0.008mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
E P N	0.006mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
ジクロルボス	0.008mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
フェノブカルブ	0.03mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
イプロベンホス	0.008mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
クロルニトロフェン	-	付表1の第1又は第2に掲げる方法
トルエン	0.6mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キシレン	0.4mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
フタル酸ジエチルヘキシリ	0.06mg/L以下	付表3の第1又は第2に掲げる方法
ニッケル	-	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）59.3に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法
モリブデン	0.07mg/L以下	規格68.2に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法
アンチモン	0.02mg/L以下	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号、環水土発第040331005号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について）付表（以下「付表」という。）5の第1、第2又は第3に掲げる方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	付表1に掲げる方法
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下	付表2に掲げる方法
全マンガン	0.2mg/L以下	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法（準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）
ウラン	0.002mg/L以下	付表4の第1又は第2に掲げる方法

生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川(湖沼を除く。)

(a) BOD等

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	生物化 学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)	浮 遊 物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 群 数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以 下	25mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	50MPN/100mL 以 下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以 下	25mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	1,000MPN/100mL 以 下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以 下	25mg/L 以 下	5mg/L 以 上	5,000MPN/100mL 以 下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以 下	50mg/L 以 下	5mg/L 以 上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以 下	100mg/L 以 下	2mg/L 以 上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以 下	ごみ等の 浮遊が認 められな いこと。	2mg/L 以 上	-

備考

基準値は、日間平均値とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(b) 全亜鉛

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下

備 考

基準値は、年間平均値とする。

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖）

(a) C O D 等

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	浮 遊 物 質 量 (S S)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 群 数
A A	水 道 1 級 水 産 1 級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg / L 以 下	1 mg / L 以 下	7.5mg/L 以 上	50MPN/100mL 以 下
A	水 道 2 、 3 級 水 産 2 級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg / L 以 下	5 mg / L 以 下	7.5mg/L 以 上	1,000MPN/100mL 以 下
B	水 産 3 級 工 業 用 水 1 級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg / L 以 下	15mg/L 以 下	5 mg / L 以 上	-
C	工 業 用 水 2 級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	8 mg / L 以 下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと。	2 mg / L 以 上	-

備 考

1 基準値は、日間平均値とする。

2 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

” 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 3 水 産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 　　〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 　　〃 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 　　〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b) 室素・燐

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 室 素	全 燐
	自然環境保全及び 以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水 産 1 種 水浴及び 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
	水道 3 級（特殊なもの）及び 以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産 2 種及び の欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
水工農環 産業業境 3用用保 種水水全		1mg/L以下	0.1mg/L以下

備 考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
 - 2 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 　　2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 　　　〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 　　　〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 　　3 水 産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 　　　〃 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 　　　〃 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 　　4 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(c) 全亜鉛

類型 項目	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下

備 考

基準値は、年間平均値とする。

ウ 海域

(a) C O D 等

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 群 数	n-ヘキサン 抽 出 物 質 (油分等)
A	水 産 1 級 水 浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg / L 以 下	7.5mg/L 以 上	1,000MPN/100mL 以 下	検出されないこと。
B	水 産 2 級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg / L 以 下	5 mg / L 以 上	-	検出されないこと。
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8 mg / L 以 下	2 mg / L 以 上	-	-

備 考

基準値は、日間平均値とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 " 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b) 窒素・燐

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 燐
	自然環境保全及び 以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
	水 產 1 種 水浴及び 以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産2種及び の欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
水工生 物 生 息 環 境 保 全	3 種 水 全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備 考

基準値は、年間平均値とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水 產 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(c) 全亜鉛

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値
		全亜鉛
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下

備 考

基準値は、年間平均値とする。

水生生物保全に関する要監視項目の水域類型及び指針値

項目	水域	類型	指針値	測定法
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7mg/L以下	日本工業規格K0125(用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)5.1、5.2及び5.3.1に定める方法
		生物特 A	0.006mg/L以下	
		生物 B	3mg/L以下	
		生物特 B	3mg/L以下	
	海域	生物 A	0.8mg/L以下	
		生物特 A	0.8mg/L以下	
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05mg/L以下	平成15年11月5日付け環水企発第031105001号、環水管発第031105001号（水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について）付表（以下「付表」という。）1に掲げる方法
		生物特 A	0.01mg/L以下	
		生物 B	0.08mg/L以下	
		生物特 B	0.01mg/L以下	
	海域	生物 A	2mg/L以下	
		生物特 A	0.2mg/L以下	
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1mg/L以下	付表2に掲げる方法
		生物特 A	1mg/L以下	
		生物 B	1mg/L以下	
		生物特 B	1mg/L以下	
	海域	生物 A	0.3mg/L以下	
		生物特 A	0.03mg/L以下	

地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01mg/L以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102の61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102の67.2に定める方法又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg/L以下	規格K0102の34.1に定める方法又は公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は公共用水域告示付表7に掲げる方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。